

広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業に係る  
公募型プロポーザル方式手続開始の公示

令和5年7月3日

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 事業概要

(1) 事業名

広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業

(2) 事業場所

安佐北区可部南二丁目

(3) 事業内容

多目的交流広場整備の設計業務及び工事

(4) 事業期間

契約締結日から令和7年3月10日まで

(5) 事業方式

本事業は、多目的交流広場整備を Design-Build 方式で実施する。事業者選定は、公募型プロポーザルにより実施し、技術提案による評価に基づき選定された優先交渉権者と、価格等の交渉を行い、設計業務及び工事の契約を締結する。

(6) その他

本事業の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 提案参加者の参加資格要件等

(1) 公募型プロポーザルの構成等

- ① 本公募型プロポーザルには、以下に示す要件をすべて満たしている2者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された共同企業体（以下「提案参加JV」という。）により参加するものとする。
- ② 提案参加JVの代表企業は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出時に代表者欄に企業名を明記し、必ず代表企業が手続を行うとともに、本市との対応窓口となること。また、代表企業は、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、共同企業体協定書（様式11）を参照すること。
- ③ 代表企業は、工事施工にあたる者（以下「施工企業」という。）とし、施工企業が2者以上の場合にあっては、出資比率が構成員中最も高い施工企業とすること。
- ④ 提案参加JVのうち、施工企業の構成員の数は1又は2とする。
- ⑤ 提案参加JVのうち、設計企業の構成員の数は任意とする。
- ⑥ 提案参加JVの構成員の出資比率は次の要件を満たしていること。
  - ・ 施工企業の構成員が1者の場合は、50%以上とする。
  - ・ 施工企業の構成員が2者の場合は、それぞれ30パーセント以上とする。
  - ・ 設計企業については、最低出資割合は設けない。
  - ・ 代表企業の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
- ⑦ 2（4）に示す配置予定技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時点で提案参加JVに所属する者であること。ただし、提案参加JVが、2（4）に示す

配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、この限りではない。

(2) 提案参加 JV の全構成員に共通する参加要件

提案参加 JV の全構成員は、①又は②並びに③～④の全ての要件を満たすこと。

① ア 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成 8 年 7 月 1 日施行。以下「工事取扱要綱」という。）第 11 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）又は第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 11 条の 3 第 1 項（いずれも工事取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

イ 工事取扱要綱第 11 条の 4 第 1 項又は第 2 項（いずれも工事取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

ウ 次に示す工事取扱要綱第 28 条第 3 号イからオまで及び第 5 号アの規定のいずれにも該当していない者であること。

- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3 号イ）
- ・ 企業実態調査実施要領（平成 11 年 4 月 1 日施行）に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者（3 号ウ）
- ・ 参加資格確認日の前 1 か月以内に、正当な理由がなく一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある一般競争入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者（3 号エ）
- ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3 号オ）
- ・ 本事業のうち担当する工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領（昭和 50 年 4 月 1 日施行）に基づく令和 3 年・令和 4 年完成工事平均成績（グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合はそれらの有資格業者の平均値とする。）が 60 点未満である者（5 号ア）

② ア 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成 18 年 6 月 1 日施行。以下「業務取扱要綱」という。）第 11 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）又は業務取扱要綱第 11 条の 2 第 1 項（業務取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

イ 業務取扱要綱第 11 条の 3 第 1 項又は第 2 項（いずれも業務取扱要綱第 11 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これ

らに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

ウ 次に示す業務取扱要綱第 28 条第 2 号イからオまでの規定のいずれにも該当していない者であること。

- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(2号イ)
- ・ 企業実態調査実施要領(平成 11 年 4 月 1 日施行)に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者(2号ウ)
- ・ 参加資格確認日の前 1 か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(2号エ)
- ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(2号オ)

③ 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。

④ 本事業の公示の日現在から優先交渉権者の選定までの間において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

⑤ 本事業に係る「旧安佐市民病院跡地多目的交流広場(仮称)整備に係る要求水準書作成支援業務」の受託者(株長大)又は当該受託者と資本的關係若しくは人的關係がある者でないこと。「資本的關係若しくは人的關係がある者」とは、次に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本的關係

- (ア) 親会社等と子会社等
- (イ) 親会社等が同一である子会社等

イ 人的關係

- (ア) 代表権を有する者が同一である会社等
- (イ) 役員等に兼任がある会社等
- (ウ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の關係にある会社等

ウ 資本的關係と人的關係の複合的關係

上記ア及びイが複合して該当する会社等

エ その他(上記ア、イ又はウと同視しうる關係があると認められる次の場合)

- (ア) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- (イ) 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- (ウ) 組合とその構成員
- (エ) 共同企業体又は設計共同体とその構成員
- (オ) その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

※ 「親会社等」とは、会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による親会社等をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

- ・ 株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役(社外取締役を含む。ただ

し、指名委員会等設置会社の取締役を除く。)

- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上の者に限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

- ⑥ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 施工企業にあっては、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。
- ⑧ 提案参加 JV の構成員又は構成員と資本的関係若しくは人的関係がある者のいずれかが、他の提案参加 JV の構成員として参加していないこと。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形又は小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分及び銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
- ⑪ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑫ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条のいずれにも該当しない者であること。
- ⑬ 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑭ 提案参加 JV の構成員は、広島市内に本店又は支店等を有していること。なお、構成員のうち1者以上は、広島市内に本店を有していること。

本店とは、施工企業の場合は建設業法上の主たる営業所をいい、設計企業の場合は広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第6項に規定する主たる営業所をいう。支店等とは、施工企業の場合は建設業法上の従たる営業所（本市と継続して入札に関する事等の委任を受けている者に限る。）をいい、設計企業の場合は継続して入札に関する事等の委任を受けているものに限る。

### (3) 提案参加 JV 構成員の資格

設計及び施工の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。

#### 1) 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる①・②の要件を満たすこと。また③・④の要件は、提案参加 JV において設計業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

- ① 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として次に掲げる全ての登録種目に登録されていること。2者以上の場合、設計企業の構成員全体で次に掲げる全ての登録種目に登録されていることとし、各構成員は担当する設計業務の登録種目に登録されていること。ただし、施工企業が設計業務を行う場合における当該設計業務に係る登録種目にあつては、この限りではない。
  - ア 土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「造園」
  - イ 建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」
- ② 広場に設ける建築物の設計企業にあつては、建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、設計面積が2,500㎡以上の公園又は広場の実施設計業務の実績を、いずれかの企業が有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- ④ 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日から起算して過去3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があり、「(4) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を、本事業期間を通して配置できること。

#### 2) 施工企業の資格

施工企業は、次に掲げる①～⑥の要件を満たすこと。

- ① 構成員は2者までとし、それぞれ令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。
- ② 施工企業が1者の場合は次に掲げる全ての工種に認定されていること。2者の場合は、施工企業の構成員全体で次に掲げる全ての工種に認定されていることとし、代表企業は必ずアの工種に、それ以外の構成員は担当する工事に係る工種に認定されていること。
  - ア 土木一式工事、
  - イ 建築一式工事
- ③ 担当する工事の工種について、等級区分が「A」、「B」又は「C」で認定されていること。
- ④ 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延長が120m以上のプレキャストコンクリート水路工又は側溝工の施工を有する工事の施工実績を、いずれかの企業が有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上のものに限る。
- ⑤ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）がある者を専任で配置できること（本工事（建築物新築工事を分担施工で実施する場合の主任技術者若しくは監理技術者又は施工担当者（建築）にあつては、建築物新築工事）の施工に着手するまでの期間（本工事の現

場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間)はこの限りではない。)

なお、主任技術者又は監理技術者(土木)は、代表企業に属する者であること。

- ⑥ 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前に代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。

(4) 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、特記無き限り、本事業の複数業務の兼任は認めない。ただし、統括責任者が土木工事の主任技術者又は監理技術者を兼任すること、土木設計の照査技術者が建築設計の照査技術者を兼任することは認める。

1) 統括責任者の資格

統括責任者は、事業全体の進捗管理や、設計業務及び工事の取りまとめを行うこと。また、受注者の窓口として統括責任者には、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うことが求められる。

統括責任者は、提案参加JVの代表企業に所属する者であること。

2) 管理技術者及び照査技術者の資格(土木設計)

土木設計の管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①②の要件を満たすこと。

- ① 次のいずれかに該当する者であること。

ア 技術士登録の建設部門(都市及び地方計画)の資格を有する者

イ RCCM(造園)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者

- ② 「(3)提案参加JV構成員の資格」の「1)設計企業の資格」の③に掲げる業務と同じ業務経験を有していること(ただし、業務完了年月日は問わない)。

3) 管理技術者及び照査技術者の資格(建築設計)

建築設計の管理技術者及び照査技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有していること。

4) 主任技術者又は監理技術者の資格(土木)

土木工事を担う施工企業の主任技術者又は監理技術者について、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。)を置く場合にあっては、監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。)を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。

なお、主任技術者又は監理技術者(土木)は、現場代理人を兼任することができる。

5) 主任技術者又は監理技術者又は施工担当者の資格(建築)

建築物新築工事を担う施工企業の主任技術者又は監理技術者について、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。)を置く場合にあっては、監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。)を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。

また、提案参加JVの施工企業が1者となる場合は、主任技術者又は監理技術者(建築)に代えて、施工担当者(建築)を配置すること。

6) 現場代理人

現場代理人は、「(3)提案参加JV構成員の資格」の「2)施工企業の資格」の⑥の規定による。

### 3 優先交渉権者の選定

技術提案書に対し、審査基準書に掲げる基準に基づいて評価を行い、評価結果に基づき優先交渉権者を選定する。

### 4 手続等

主な手続等については、次のとおりとする。なお、手続等に係る詳細については、募集要項に従って実施すること。

#### (1) 担当部局

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市企画総務局 地域活性化調整部 地域活性推進課  
Tel 082-504-2837 Fax082-504-2029  
Eメール chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp

#### (2) 募集要項等の閲覧及び交付

##### 1) 期間

公示の日から令和5年9月6日(水)までの日(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。))を除く)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで

##### 2) 場所

(1)に同じ。

##### 3) 方法

本市ホームページよりダウンロードすることができる。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/proposal/342141.html>)

#### (3) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

##### 1) 提出期間

令和5年7月20日(木)から令和5年7月21日(金)までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで。

##### 2) 提出場所

(1)に同じ。

##### 3) 提出方法

申請書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

#### (4) 技術提案書及び提案時参考見積書の提出

##### 1) 提出期間

令和5年9月4日(月)から令和5年9月6日(水)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで。

##### 2) 提出場所

(1)に同じ。

##### 3) 提出方法

技術提案書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

### 5 その他

#### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約保証金

契約保証金を納付すること。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等は、

無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無  
有
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 当該事業に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無  
無
- (7) 技術提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、募集要項による。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口  
前記4（1）に同じ
- (9) 詳細は募集要項による。